平成２７年（フ）第９３２号
札幌市白石区栄通２丁目８番25号　コーポ藤１－Ｂ号
債務者　後藤　亜子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９５３号
札幌市西区八軒８条東５丁目６番９―405号
債務者　古堂　茂治
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９７６号
札幌市北区麻生町６丁目13番24―203号
債務者　矢田　梨香
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９８１号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番23―103号
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９９２号
札幌市白石区中央２条６丁目８番１号　コーポプロテアⅠ―202号
債務者　杉田　一幸
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
岩手県奥州市水沢区真城が丘１丁目５番地２
債務者　小岩　文子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第３５号
岩手県奥州市水沢区字柳町108番地25　すがわらアパート２－１号室、旧住所岩手県奥州市前沢区字沖田81番地12　コーポハラダ202号室
債務者　青木　俊昭
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１０６号
群馬県高崎市上小鳥町553番地１　Ｋ・Ｋマンション102号
債務者　竹本　啓子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２２９号
埼玉県飯能市大字平松73番地１　平松団地８―105
債務者　松浦　五夫
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２４８号
埼玉県川越市菅原町１番地３　ルネスロマネガーデン501号室
債務者　鈴木　隆紀
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５３号
埼玉県入間市東藤沢２丁目９番12号１、前住所東京都中野区中央１丁目32番８号　カミニート中野坂上202
債務者　矢野　有美（旧姓清松）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６０号
埼玉県入間市東町４丁目１番81号
債務者　平野　　歩
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８８号
埼玉県狭山市大字南入曽204番地の18
債務者　富山　瑞穂（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０３号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目13番19号　パシフィックハイツ鶴瀬203
債務者　福原　誠一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２７号
北海道滝川市西町５丁目６番56号
債務者　今泉　直樹
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
新潟県胎内市西本町７番35号
債務者　高橋　鮎美
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第５５号
新潟県新発田市御幸町４丁目１番８号　レオパレスみやび109、前住所東京都杉並区和泉３丁目37番12号　グリーンハウス３　102
債務者　島田　幸典
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部